

公益法人関連三法とは何か？

井手たくの問い

平成18年、公益法人関連三法が提案され、可決となった。主務官庁の許可制度を廃止し、民間の方による合議機関で公益性を判断できる点がこの法律の核であろうと考えます。今年(H20年)12月1日からこの法律が施行され、その後、5年間の期間に審議会での審査を経て一般社団法人、一般財団法人への移行もしくは公益法人への移行など、いずれかの選択をしなければなりません。公益性が認められるかどうかは、税制上の優遇措置を考えれば、法人によっては死活問題となります。神奈川県では、公益法人関連三法の対象となる法人が現在609法人あると伺っておりますが、この法律及び法律制定にかかわる国会審議をどのように受けとめておられるのか？

松沢知事の答え

国会審議では、改革の目的、意義などのほか、税制優遇のあり方や天下りの問題など幅広く議論されたと承知しております。今回の公益法人改革が着実に進められ、新たな公益法人を初め個人、企業、行政など多様な主体とも協働、連携しながら、多彩な力を発揮する地域社会が築かれるものと期待をしております。

**民間による、
民間のための
創造的且つ
自由闊達な
活動の場を守れ！**



公益認定に伴う優遇税制とは何か？

- ★公益認定を認められた場合、事業のうち収益事業のみ課税。
- ★収益事業から公益目的事業に繰り入れされるものは寄附金とみなす。
- ★又、利子等に係わる源泉所得税は非課税となる。
- ★公益認定を認められない、一般社団・財団法人で、例えば解散時の残余財産の帰属先が行政または公益法人である場合、税法上非営利一般法人として優遇される。
なお、これらの要件を満たさない法人は普通法人として課税される。

(以上、行政提供資料より 井手が整理した)

